風力メンテナンス教育用VR動画制作業務委託仕様書(案)

この仕様書は、福島県(以下「発注者」という。)が「風力メンテナンス教育用VR動画制作業務委託」(以下「本業務」という。)の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 事業名

風力メンテナンス教育用VR動画制作業務委託

2 事業目的

県では、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」(令和3年12月策定)において、2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)で生み出すという目標を設定するとともに、「再生可能エネルギーの導入推進」、「再生可能エネルギー関連産業集積」、「持続可能なエネルギー社会の構築」、「水素社会の実現」の4つの柱に基づく取組を進めている。

特に、風力発電事業は「阿武隈プロジェクト」として多くの風車の建設が進みつつあり、今後県内において風力メンテナンスの需要が高まるものと見込まれている。

本業務では、風力メンテナンスマーケットの拡大を見据え、主に県立テクノアカデミーの学生向けに、風力メンテナンス教育用VR動画を制作し、教育環境を整えることで人材の育成・確保につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約日から令和5年2月28日(火)まで

4 委託業務内容

(1) 風力メンテナンス教育用VR動画の制作

ア コンセプト

- ア) 風車上部 (ナセル内部など) を確認でき、メンテナンスに必要な構造が理解できる内容であること
- イ) 視聴する学生等が風力メンテナンスの作業に興味を持つことができるよう な内容であること

イ 動画の仕様

ア) VR動画は、福島県立テクノアカデミーにおいて学生向けに授業で使用することを想定し、教育的な内容で映像美やストーリー性を重視したものとする。

- イ) 映像は新規撮影を原則とするが、既存の動画、データ等も必要に応じ使用 可とする。
- ウ) 風車の撮影については、福島県内に設置されているものを組み入れること とする。
- エ) VR動画には必要に応じ、動画の題名、地名施設名の名称、BGM等を挿入し、適宜ナレーション、字幕、アニメーション、CGなどを活用し、視聴する学生等が理解しやすい内容であること。

(2) VR動画視聴機器の環境設定

ア VR動画の視聴にはスタンドアロン型VRゴーグルを使用するため、VR動画をインストールできるよう環境に適したものとすること。

イ 教育用として、滞りなくインストール、再生、操作等ができるよう説明書、操 作マニュアル等の資料を整備すること。

(3) その他

内容については現実に即したものとすること。

5 業務体制

受注者は以下の内容を踏まえた体制で本業務に飲むこと。

ア 本業務に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面にて報告すること。また、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

イ スケジュール管理を徹底するため、発注者との打ち合わせを密に実施すること。

6 経費負担

本業務の実施に係る一切の経費は、本業務委託料で対応すること。

7 提出書類

受注者は、次の書類を発注者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1)委託業務着手届
- (2)業務工程表
- (3)委託業務完了届
- (4) 収支決算書

8 成果物及び納品等

(1) 成果物

成果物は次の通りとする。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の 著作権(著作権法第21条から28条に定めるすべての権利を含む)は福島県に帰属 するものとする。

- ① 実績報告書
- ② 4 (2) で示した環境、資料等
- ③ 制作した動画を記録したDVD等データ容量に適した媒体(原盤はコピーガード処理を行わず、コピー可能なものとする。)
- ④ 動画内容の概要版資料(各シーンの静止動画等を使用したものとする。)
- ⑤ その他県が必要と認める資料
- (2) 納品場所及び期限
 - ① 納品場所福島県次世代産業課の指定する場所
 - ② 納品期限 令和5年2月28日(火)

9 契約に関する条件等

(1)機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受注者は、本契約の全部又は一部を予め県の承認を得ることなく第三者に委託 してはならない。

イ 再委託を承諾された場合であっても、受注者が負担する義務と同等の義務を当 該委託先に負わせるものとする。

10 受注者の責務

- (1) 本業に関するトラブル等に関しては、受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。
- (3) 個人情報については、他の目的で使用すること及び売買することを禁止する。
- (4) 上記(2)及び(3)については、本事業委託契約が終了した後も同様とする。
- (5) 委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度 の翌年度から5年間保存するものとする。

11 その他

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定する ものとする。